

# ○木曾広域連合情報公開及び個人情報保護に関する条例

〔平成12年12月4日〕  
条例第14号

改正	平成18年6月1日	条例第11号	平成29年11月27日	条例第6号
	平成27年12月1日	条例第15号	平成30年6月1日	条例第11号
	平成28年3月1日	条例第3号		

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 情報の公開（第5条～第13条）
- 第3章 個人情報の保護（第14条～第29条の2）
- 第4章 救済の手續及び審査会（第29条の3～第31条）
- 第5章 雑則（第32条～第37条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、個人の知る権利を尊重し、情報の公開を求める権利並びに自己情報の開示及び訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止を求める権利につき定めること等により、木曾広域連合（以下「広域連合」という。）の保有する情報の一層の公開を図り、広域行政の諸活動を個人に説明する責務が全うされるようにするとともに、広域行政に対する理解と信頼を深め、もって広域行政の進展に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 実施機関 広域連合長、消防長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 情報の公開 情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。
- (4) 個人情報 実施機関が保有する個人に関する情報であって、次のいずれ

かに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (5) 自己情報 実施機関が保有する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この号において同じ。）であって、当該請求者本人に関する個人情報をいう。
- (6) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。第 29 条の 2 において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (9) 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、広域行政に関する情報の公開を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしな

ければならない。

- 2 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。）の収集、保管及び利用（以下「保管等」という。）をするときは、個人の権利と利益を侵害しないよう必要な措置を講ずるとともに個人情報の開示等を求める権利が十分に保障されるよう努めなければならない。（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開又は自己情報の開示を受けたものは、取得した情報を第1条の目的に則し、適正に使用しなければならない。

## 第2章 情報の公開

（請求権者）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が管理する情報の公開を請求することができる。

（公開しないことができる情報）

第6条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報を公開しないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 実施機関が、公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令又は条例の規程により行われた許可、認可、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 公務員の職務遂行に関して記録された情報に含まれる当該公務員の職及び氏名

- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、情報を公開することにより当該法人等又は当該個人に不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から、人の生命、身体又

は健康を保護するために公開することが必要と認められる情報

イ 法人等又は個人の違法若しくは不当な事業活動によって生ずるおそれのある支障から人の財産又は生活を保護するために公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を害するおそれのあるもの

(4) 広域連合の機関と国等の機関又は広域連合の機関内部若しくは広域連合の機関相互間における審議、検討、調査研究（以下「審議等」という。）に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は同種の審議等に支障が生ずる恐れがあると認められるもの

(5) 広域連合の機関又は国等の機関が行う検査、監査、争訟、交渉、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは適切な実施を困難にするおそれのあるもの

(6) 情報を公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの

(7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(8) 公開しないことを条件に提供された情報

（公益上の理由による裁量的公開）

第7条 実施機関は、公開の請求に係る情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該情報を公開することができる。

（情報の部分公開等）

第8条 実施機関は、公開の請求に係る情報に第6条各号に規定する情報とそれ以外の情報が混在して記録されている場合において、第6条各号に規定する情報以外の情報を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、第6条各号に規定する情報を除いて、当該部分の情報を公開しなければならない。

2 実施機関は、第6条各号の規定により公開しないことができる情報であっても、期間の経過により当該情報を公開しないことができる理由がなくなった

ときは、当該情報を公開しなければならない。

(情報の存否に関する情報)

第9条 情報の公開の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、第6条各号に規定する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(請求手続)

第10条 情報の公開を請求しようとする者は、当該情報を保有する実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）

(2) 公開の請求に係る情報の内容

(3) 情報の公開方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

(請求に対する決定及び通知)

第11条 実施機関は、前条の規定により情報の公開の請求があつたときは、当該請求を受理した日から起算して、15日以内に当該請求に係る情報の公開の可否を決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、情報の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の場合において、非公開の決定（第8条に規定する情報の部分公開の場合を含む。）をしたときは、その理由を前項に規定する通知と併せて通知しなければならない。この場合において、非公開の決定をした情報が期間の経過により公開できる場合で、かつ、その時期が明らかな場合は、時期を明示するものとする。

4 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないやむを得ない理由がある場合は、当該請求を受理した日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は請求者に対し、当該延長の期間及び理由を速やかに書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、当該決定に係る情報に記録されている情報が実施機関以外の個人、法人等（以下「第三者」という。）に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(情報の公開の実施)

第 12 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により情報の公開を決定したときは、請求者に対し、速やかに当該情報を公開しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、情報を公開するに当たって当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があると認められるときは、当該情報の写しにより情報の公開ができるものとする。

(情報公開の総合的推進)

第 13 条 実施機関は、情報公開の総合的な推進を図るため、この条例の規定により情報を公開するほか、広域行政に関する情報の公表、提供に努めなければならない。

### 第 3 章 個人情報保護

(一般的制限)

第 14 条 実施機関は、個人情報の保管等をしようとするときは、その所掌する事務事業の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、法令若しくは条例に定めがあるとき又は第 31 条に規定する木曾広域連合情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、実施機関が公益上特に必要があると認めたときを除き、要配慮個人情報の保管等をしてはならない。

(保管等に係る手続)

第 15 条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の保管等の目的
- (3) 個人情報の収集対象者の範囲
- (4) 個人情報の収集項目
- (5) 個人情報の登録課の名称
- (6) 個人情報の保管期間
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、登録した業務を変更しようとするときは、あらかじめ変更登録をしなければならない。

3 実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、前各項の規定にかか

わらず業務が開始され、又は変更がされたとき以後に前各項の登録をすることができ。

- 4 実施機関は、前 3 項の規定により登録した業務を廃止したときは、保管する当該個人情報の記録を速やかにかつ確実に廃棄し、登録を抹消しなければならない。
- 5 実施機関は、前各項の登録又は抹消をしたときは、その内容を一般に公表しなければならない。

(特定個人情報保護評価)

第 15 条の 2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に規定する場合には、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

(収集の制限)

第 16 条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、業務の内容、収集目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから収集することができる。

- (1) 法令又は条例に定めがあるとき
  - (2) 本人の同意があるとき
  - (3) 公知の個人情報を収集するとき
  - (4) 個人の生命、身体、又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
  - (5) 本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて認めたと
- き
- 2 本人又はその代理人が、法令又は条例の規定に基づき実施機関に対して行った申請その他これに類する行為により得られた個人情報は、前項の規定に基づき収集されたものとみなす。

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第 17 条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を第 15 条第 1 項第 2 号に規定する保管等の目的の範囲を超えて利用し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「目的外利用等」という。）してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利

用等をすることができる。

(1) 法令又は条例に定めがあるとき

(2) 本人の同意があるとき

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて認めるとき

3 実施機関は、前項の場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(特定個人情報の利用の制限)

第 17 条の 2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令又は条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の課等に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第 17 条の 3 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(適切な維持管理)

第 18 条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の保管等をするときは、適切な維持管理を図るた



め、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報、保管等の目的に必要な範囲で正確かつ最新のものに保つよう努めるものとする
- (2) 個人情報の盗用、改ざん、漏えい、き損及び滅失の防止その他の適正な維持管理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする  
(電子計算組織の結合等の制限)

第 19 条 実施機関は、法令に定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利を侵害するおそれがないと認められるとき（以下「公益上必要があるとき」という。）でなければ、実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合により個人情報の提供を行なってはならない。

2 実施機関は、公益上必要があるときであつて、実施機関以外の電子計算組織との通信回線による結合により個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(職員の義務)

第 20 条 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(受託者等の義務)

第 21 条 実施機関から個人情報の処理の委託を受けた者又は個人情報の取扱いを伴う公の施設の指定管理者の指定を受けた者（以下「受託者等」という。）は、その業務の処理又は指定された公の施設の管理業務に当たって漏えいの防止その他個人情報の保護に関して、実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 受託者等は、受託した業務又は指定された公の施設の管理業務の処理に当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

3 実施機関は、個人情報の処理を委託するとき又は個人情報の取扱いを伴う公の施設の指定管理者を指定するときは、当該受託者等に対して、個人情報の保護を図るため、当該処理業務又は指定された公の施設の管理業務に係る個人情報の適切な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(自己情報の開示請求)

第 22 条 何人も、実施機関に対し、実施機関が保有する自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者の法定代理人（合理的な理由がある場合を除き、当該未成年者の同意がある場合のものに限る。）又は成年被後見人の法定代理人（特定記録情報にあっては、これらの法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって自己情報の開示請求をすることができる。

3 次の各号に掲げる者は、この条例の定めるところにより、実施機関の保有する死者を本人とする自己情報で当該各号に定める情報の開示請求をすることができる。

(1) 死者の相続人 財産、不法行為による損害賠償請求権その他の当該死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(2) 死者の配偶者、子及び父母であった者 慰謝料請求権その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報

(3) 死亡当時未成年者であった死者の親権者又は法定代理人（未成年後見人）当該死者に関する情報

(4) 死者の配偶者又は2親等以内の血族であった者 介護保険記録その他職務の通常の過程において作成又は取得した情報

(5) 実施機関が審査会の意見を聴いたうえで認める者 当該死者に関する情報で実施機関が審査会の意見を聴いたうえで認める範囲のもの

4 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例に定めがあるもの

(2) 開示請求者（当該開示請求者が第2項又は第3項の規定による開示請求に係る開示請求者である場合にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。以下この号及び次号並びに次条において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は

知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 広域連合並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

(6) 広域連合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（イにおいて「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、広域連合及び国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 指導、相談、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 広域連合又は国等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて開示しないことができるものと認めたもの

(個人情報の部分開示)

第 23 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(自己情報の訂正の請求)

第 24 条 何人も、自己情報の記録に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の記録の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をするこ

とができる。

2 第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。

(自己情報の削除の請求)

第 25 条 何人も、第 14 条の規定による保管等の制限を越え、又は第 16 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によらないで、自己情報（特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

2 第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定は、削除請求について準用する。

(目的外利用等の中止の請求)

第 26 条 何人も、第 17 条各項の規定によらないで自己情報の目的外利用等がなされていると認めるときは、当該目的外利用等の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

2 第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定は、中止請求について準用する。

(特定個人情報の利用停止の請求)

第 26 条の 2 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第 17 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止または消去

(2) 第 17 条の 3 の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項各号に規定する措置の請求について準用する。

(自己情報の開示、訂正等の請求方法)

第 27 条 自己情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用の停止、消去若しくは提供の停止（以下「利用停止」という。）（以下これらを「開示、訂正等」という。）を請求しようとする者は、自己情報を保有する実施機関に

対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示、訂正等を求める自己情報の内容
- (3) 訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止を求める事項及びその理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の請求をしようとする者は、当該請求に係る自己情報の本人又は第22条第2項もしくは第3項の規定により開示請求をすることができる者であることを示す書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(個人情報の開示、訂正等の決定)

第28条 前条の規定による開示、訂正等の請求に対する可否の決定については、第11条第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条中「情報」とあるのは「個人情報」と、「公開」とあるのは「開示、訂正等」と、「非公開の決定」とあるのは「個人情報の開示、訂正等をしない旨の決定」と、「第8条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

(個人情報の開示、訂正等の実施)

第29条 個人情報の開示の実施については、第12条の規定を準用する。この場合において、同条中「情報」とあるのは「個人情報」と、「公開」とあるのは「開示」と読み替えるものとする。

2 実施機関は、前条の規定により訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。）の訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止の措置をとらなければならない。この場合において、実施機関は、当該措置の内容を当該請求に係る本人及び現に当該個人情報の目的外利用等をしているものに対し、書面により通知しなければならない。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第29条の2 実施機関は、訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に

対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

#### 第 4 章 救済の手続き及び審査会

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第 29 条の 3 第 11 条第 3 項、第 4 項若しくは第 28 条の規定に基づく決定又は情報の公開の請求若しくは開示、訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。)に基づく審査請求をいう。以下同じ。)については、行審法第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査請求等)

第 30 条 第 11 条第 3 項、第 4 項若しくは第 28 条の規定に基づく決定又は情報の公開の請求若しくは開示、訂正等の請求に係る不作為について不服のあるものは、行審法の規定に基づく審査請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 当該審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書等の全部を公開することとする場合(当該行政文書等の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)、訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。)又は利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合(当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。)、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正する場合又は当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止する場合

3 前項の規定による諮問は、行審法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(審査会の設置)

第 31 条 第 15 条の 2 の規定により意見を述べ、又は第 14 条第 2 項、第 16 条第 1 項第 6 号、第 17 条第 2 項第 4 号、第 19 条第 2 項、第 22 条第 3 項第 5 号、第 22 条第 4 項第 8 号及び前条第 2 項の規定により、審査請求についての

審査及び諮問事項についての審議をするため、木曾広域連合情報公開及び個人情報保護審査会を置く。

- 2 審査会は、委員 5 人以内で組織し、情報公開及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから広域連合長が委嘱する。
- 3 審査会は、審査請求人又は参加人（行審法第 13 条第 4 項に規定する「参加人」をいう。）の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
- 4 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関（以下「審査請求人等」という。）並びに処分庁等（行審法第 4 条第 1 号に規定する処分庁等をいう。第 7 項において同じ。）を招集してさせるものとする。
- 5 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 6 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 7 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

## 第 5 章 雑則

（検索資料の作成等）

第 32 条 実施機関は、情報及び個人情報を検索するために必要な資料又は目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（手数料等）

第 33 条 この条例の規定による情報の公開及び個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。）の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。ただし、情報の公開及び個人情報の開示により写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなけれ



ばならない。

- 2 前項後段の場合において、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。

(実施状況の公表)

- 第 34 条 広域連合長は、毎年度、実施機関によるこの条例の実施状況を公表するものとする。

(広域連合関係法人等の情報公開)

- 第 35 条 広域連合長は、広域連合が出資する法人その他財政上の援助等を行う法人及び団体に対して、情報の提供その他情報の公開のために必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

- 第 35 条の 2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する公の施設の管理に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(他の制度との調整)

- 第 36 条 この条例は、情報の閲覧、縦覧若しくは写しの交付の手続き又は個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の開示、訂正等若しくは当該個人情報の写しの交付の手続きが法令又は他の条例等の規定により別に定められている場合については、適用しない。

(委任)

- 第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

(情報公開に関する経過措置)

- 2 この条例に基づく情報の公開は、この条例の施行日以降に作成し、又は取得した情報から適用する。

(個人情報保護に関する経過措置)

- 3 この条例に基づく個人情報保護に関する規定は、この条例の施行の際、現に実施機関が保管等をしている個人情報及びこの条例の施行日以後に保管等を

する個人情報について適用する。

- 4 この条例の施行の際、現に保管等をしている個人情報については、この条例の相当規定の手続きを経たものとみなす。

附 則（平成 18 年 6 月 1 日条例第 11 号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 1 日条例第 15 号）  
この条例は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日条例第 11 号）  
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 27 日条例第 6 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 1 日条例第 11 号）  
この条例は、公布の日から施行する。